

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」

改正後	現行
(別紙) 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準	(別紙) 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準
第1～6（略）	第1～6（略）
第7 指定感染症	第7 指定感染症
1（略） (1)（略） (2)臨床的特徴等(2020年 <u>5月13日</u> 時点)	1（略） (1)（略） (2)臨床的特徴等(2020年 <u>2月2日</u> 時点)
現時点で動物等の感染源については不明である。家族間、医療機関などをはじめとするヒト-ヒト感染が報告されている。2019年12月より中華人民共和国湖北省武漢市を中心として発生が <u>みられ</u> 、世界的に感染地域が拡大している。	現時点で動物等の感染源については不明である。家族間、医療機関などをはじめとするヒト-ヒト感染が報告されている。2019年12月より中華人民共和国湖北省武漢市を中心として発生が <u>みられており</u> 、世界的に感染地域が拡大している。
臨床的な特徴としては、潜伏期間は <u>1～14日（通常5～6日）</u> である。 <u>主な症状は、発熱、咳、全身倦怠感等の感冒様症状であり、頭痛、下痢、結膜炎、嗅覚障害、味覚障害等を呈する場合もある。</u> 一部のものは、主に5～14日間で呼吸困難等の症状を呈し、胸部X線写真、胸部CTなどで肺炎像が明らかとなる。高齢者及び基礎疾患を持つものにおいては重症化するリスクが一定程度あると考えられている。	臨床的な特徴としては、潜伏期間は <u>2～10日</u> であり、その後、発熱、咳、全身倦怠感等の感冒様症状が <u>出現する</u> 。一部のものは、主に5～14日間で呼吸困難等の症状を呈し、胸部X線写真、胸部CTなどで肺炎像が明らかとなる。高齢者及び基礎疾患を持つものにおいては重症化するリスクが一定程度あると考えられている。
(3)届出基準 ア～エ（略） オ 感染症死亡疑い者の死体 (略)	(3)届出基準 ア～エ（略） オ 感染症死亡疑い者の死体 (略)

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、便、唾液、剖検材料、その他検査方法に適する材料
検体から直接の <u>核酸増幅法</u> による病原体の遺伝子の検出	
迅断診断キットによる病原体の抗原の検出	鼻咽頭拭い液

(4) 感染が疑われる患者の要件

患者が次のアからオまでのいずれかに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場合、これを鑑別診断に入る。

- ア 発熱または呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの
- イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたもの
- ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの

エ (略)

オ アからエまでに掲げるほか、次のいずれかに該当し、医師が新型コロナウイルス感染症を疑うもの

- ・ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる(特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する)
- ・ 新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が増悪

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出	喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、便、唾液、剖検材料
検体から直接の <u>PCR法</u> による病原体の遺伝子の検出	鼻咽頭拭い液、剖検材料

(4) 感染が疑われる患者の要件

患者が次のア、イ、ウ又はエに該当し、かつ、他の感染症又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染症を疑う場合、これを鑑別診断に入る。ただし、必ずしも次の要件に限定されるものではない。

- ア 発熱または呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの

イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたもの

ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの

エ (略)

(新設)

した場合に、新型コロナウイルス感染症が疑われる

- ・ 医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う

※(略)

別記様式1～5 (略)

別記様式6-1

※(略)

別記様式1～5 (略)

別記様式6-1

新型コロナウイルス感染症 発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 令和 年 月 日

印
(署名又は記名押印のこと)

医師の氏名

従事する病院・診療所の名称

上記病院・診療所の所在地(※)

電話番号(※) () -

(※病院・診療所に從事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載)

1 治療(検査)した者(死体)の類型					
・患者(確定例)　・無症状原発症候群者　・疑似症患者　・感染症死亡者の死体　・感染症死亡疑い者の死体					
2 当該者氏名		3 性別	4 生年月日	5 治療時の年齢(日(月)歳)	6 当該者職業
		男・女	年 月 日	歳 (か月)	
7 当該者住所					
電話 () -					
8 当該者所在地					
電話 () -					
9 保護者氏名		10 保護者住所 (9、10は患者が未成年の場合のみ記入)			
		電話 () -			

11 症 状 状 況	・発熱　　・咳　　・喉以外の急性呼吸器症状 ・重篤な肺炎 ・その他 () ・なし			18 感染原因・感染経路・感染地域 ①感染原因・感染経路 (確定・推定) 1 飛沫・飛沫核感染 (感染源の種類・状況 :) 2 接触感染 (接触した人・物の種類・状況 :) 3 その他 () ② 感染地域 (確定・推定) 1 日本国内 (都道府県 市区町村) 2 国外 (国 詳細な地域) ※複数の国又は地域が該当する場合は全て記載すること。 渡航期間(出国日 年 月 日・入国日 年 月 日) 国外居住者については、入国情のみで可) 19 その他感染症のまん延の防止及び当該者の医療のために医師が必要と認める事項	
12 診 断 方 法	・分離・同定による病原体の検出 検体(喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、削換材料、その他 :) ・検体から核酸増幅法による病原体遺伝子の検出 検体(喀痰、気道吸引液、肺胞洗浄液、咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、削換材料、その他 :)				
1.3 初診年月日 令和 年 月 日					
1.4 治療(検査) (※) 年月日 令和 年 月 日					
1.5 感染したと推定される年月日 令和 年 月 日					
1.6 発病年月日 (※) 令和 年 月 日					
1.7 死亡年月日 (※) 令和 年 月 日					

(1, 3, 11, 12, 18 欄は該当する番号等を〇で囲み、4, 5, 13 から 17 欄は年/月/日を記入すること。)

(※)欄は、死亡者を検査した場合のみ記入すること。(※)欄は、患者(確定例)を診断した場合のみ記入すること。

(11, 12 欄は、該当するものすべてを記載すること。)